

第 1 5 7 号議案

財産の取得（変更）

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 6 1 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得（変更）することについて議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

新城市長 下 江 洋 行

- 1 取得の目的 新城インターチェンジ周辺整備事業の事業用地
- 2 所在地、地目及び面積

変更前

所在地	地目	面積（平方メートル）
新城市浅谷字井原 1 番 1	山林	8, 2 7 0. 8 9
新城市浅谷字井原 4 番 1	山林	2, 0 7 7. 1 2
新城市浅谷字井原 4 番 2	畑	4 2. 2 0
新城市浅谷字井原 4 番 3	田	1 3 0. 2 6
新城市浅谷字井原 4 番 4	山林	1. 6 9
新城市浅谷字井原 4 番 5	山林	2 2. 9 2
新城市浅谷字井原 5 番 1	畑	2 0 6. 4 2
新城市浅谷字井原 6 番 1	田	2, 8 3 2. 3 5
新城市浅谷字井原 7 番 1	田	1, 0 3 9. 0 6
新城市浅谷字井原 7 番 2	田	1, 1 3 4. 8 8
新城市浅谷字井原 1 1 番 1	田	1, 7 0 4. 9 0
新城市大海字井原 7 番 2	田	2 9 3. 6 1
新城市大海字井原 8 番	田	2 1 0. 7 7
新城市大海字井原 9 番 3	畑	3 1 1. 8 4
新城市大海字井原 9 番 4	畑	5 8. 4 1
新城市大海字井原 1 0 番 3	田	2 7 3. 4 5
新城市大海字井原 1 1 番 3	山林	3 0 8. 1 3
新城市大海字井原 1 1 番 1 0	ため池	3 6. 8 8
新城市大海字井原 1 8 番 3	山林	1 9 3. 7 2

新城市大海字井原 1 8 番 4	山林	1 3. 1 7
新城市大海字井原 1 8 番 5	山林	5. 9 5
新城市大海字井原 1 8 番 6	山林	8. 5 1
新城市大海字井原 1 8 番 8	山林	5 4 3. 4 7
新城市大海字井原 1 9 番 1 4	山林	1 1 5. 4 9
新城市八束穂字イバラ 7 4 4 番 5	山林	3 8 3. 7 1
新城市八束穂字イバラ 7 4 4 番 6	山林	2 3 9. 8 0
新城市八束穂字イバラ 7 4 5 番 1	田	9 3 5. 4 9
新城市八束穂字イバラ 7 4 5 番 2	田	8 2 9. 8 6
新城市八束穂字イバラ 7 4 6 番	田	2, 1 2 0. 7 6
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 4	山林	1, 0 6 0. 9 7
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 5	田	1 3 6. 8 3
新城市八束穂字イバラ 7 4 7 番 6	田	1 0 1. 2 3

変更後

所在地	地目	面積（平方メートル）
新城市浅谷字井原 1 番 1	山林	8, 2 7 0. 8 9
新城市浅谷字井原 4 番 1	山林	2, 0 7 7. 1 2
新城市浅谷字井原 4 番 2	畑	4 2. 2 0
新城市浅谷字井原 4 番 3	田	1 3 0. 2 6
新城市浅谷字井原 4 番 4	山林	1. 6 9
新城市浅谷字井原 4 番 5	山林	2 2. 9 2
新城市浅谷字井原 5 番 1	畑	2 0 6. 4 2
新城市浅谷字井原 6 番 1	田	2, 8 3 2. 3 5
新城市浅谷字井原 7 番 1	田	1, 0 3 9. 0 6
新城市浅谷字井原 7 番 2	田	1, 1 3 4. 8 8
新城市浅谷字井原 1 1 番 1	田	1, 7 0 4. 9 0
新城市大海字井原 7 番 2	田	2 9 3. 6 1
新城市大海字井原 8 番	田	2 1 0. 7 7
新城市大海字井原 9 番 3	畑	3 1 1. 8 4
新城市大海字井原 9 番 4	畑	5 8. 4 1

